

百二十二条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第四十三条に規定する「一部ユニット型特別養護老人ホーム」をいう。以下同じ。）である場合を除く。）

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットとの利用定員（百二十二条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

第五十一条（略）
（定員の遵守）
第一百四十条の二十四 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第一百四十条の十二に、それ以外の部分にあっては百三十八条に定めるところによる。

（準用）
第一百四十条の二十五 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び百三十九条から第百四十条までの規定は、「一部ユニット型指定短期入所生活介護」の事業に準用する。この場合において、第百二十五条第一項中「百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の二十三に規定する重要事項に関する規程」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第一百四十条の二十五において準用する第百四十条」と、同項第三号中「第百二十八条第五项」とあるのは「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百四十条の七第七项」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の二十五において準用する場合を含む。」）と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）
第一百四十条の二十一 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び百三十九条から第百四十条までの規定は、「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護」の事業に準用する。この場合において、第百二十一条第一項中「百三十七条」とあるのは「第百四十条の二十三」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）と、同項第三号中「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百四十条の七第七项」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）
第一百四十条の二十一 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び百三十九条から第百四十条までの規定は、「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護」の事業に準用する。この場合において、第百二十一条第一項中「百三十七条」とあるのは「第百四十条の二十三」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）と、同項第三号中「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百四十条の七第七项」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第一百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型介護老人保健施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 （略）
四 （略）
（利用料の受領）
第一百四十五条（略）

2 指定期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の一第一項の規定により特定入所者介護サービス費等

百二十二条第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第四十三条に規定する「一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットとの利用定員（百二十二条第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。）

第五十一条（略）
（定員の遵守）
第一百四十条の二十四 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第一百四十条の十二に、それ以外の部分にあっては百三十八条に定めるところによる。

（準用）
第一百四十条の二十一 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び百三十九条から第百四十条までの規定は、「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護」の事業に準用する。この場合において、第百二十一条第一項中「百三十七条」とあるのは「第百四十条の二十三」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）と、同項第三号中「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百四十条の七第七项」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）
第一百四十条の二十一 第百二十五条、第百二十六条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、第百三十六条及び百三十九条から第百四十条までの規定は、「一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護」の事業に準用する。この場合において、第百二十一条第一項中「百三十七条」とあるのは「第百四十条の二十三」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）と、同項第三号中「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百二十八条规定の第五项」とあるのは「第百四十条の七第七项」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条（第百四十条の二十五において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（設備に関する基準）

第一百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる施設（指定介護療養型医療施設をいう。）を有することとする。

三 （略）
四 （略）
（利用料等の受領）
第一百四十五条（略）

3 指定期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の一第一項の規定により特定入所者介護サービス費等

が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一号の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

一 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの

二 指定短期入所療養介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。（ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。）

三 食材料費

一 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用

二 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

41 (二)の節の趣旨)

第一百五十五条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかるらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少數の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものという。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

のに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

41 (二)の節の趣旨)

第一百五十五条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかるらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少數の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものという。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

第二款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第一百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。
- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
 - 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
 - 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- 五 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第一百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額と費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第

が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該ニニシット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を限度とする。）

二 潜在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十二条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用料に含められ場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する

者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に該当する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に該当する滞在費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第五十一

六十一条の二第四項において準用する場合を含む。」の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該ニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法

第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額と併せて二十万円とする。」

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行つたことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

理美容代

七、前各号に掲げるもののほか、扶助券其ノ貯金券ヲ離れておして、提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの

のに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

ニニシテ否特定期ノ用意者ノ認可者に 第二江ノ島の不動産
用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者等
又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書

を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)
（百五十五条の六）
（指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する

る能力に応じて、自らの生活様式及び生活习惯に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活を

上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

れの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

して行わなければならない。

とを基本として、利用者の要介護状態の進展には悪化の防止に着手するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百五十五条の七 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第一百五十五条の八 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならぬ。
- 3 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(他のサービスの提供)

- 第百五十五条の九 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 | ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族

との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第一百五十五条の十 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要な事項

(定員の遵守)

第一百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第一百五十五条の十二 第百四十四条、第百四十七条から第百四十九

条まで、第一百五十四条の二及び第一百五十五条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第一百五十五条の十二において準用する第一百五十五条」と、同項第三号中「第一百四十六条第五項」とあるのは「第一百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百五十五条の十二において準用する第一百五十五条」と、第一百五十五条中「第一百三十七条」とあるのは「第一百三十七条に規定する運営規程」と、「第一百五十三条」とあるのは「第一百五十五条に規定する重要な事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第六節 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一百五十五条の十三 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一百五十五条の十四 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の 기본方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下この章において「ユニット部分」という。）にあつては第一百五十五条の三に、それ以外の部分にあつては第一百四十一条に定めるところによる。

第一款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第一百五十五条の十五 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第百五十五条の四に、それ以外の部分については第百四十三条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者のサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一つの設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

第二款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第一百五十五条の十六 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第百五十五条の五に、それ以外の部分にあっては第百四十五条に定めるところによる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第一百五十五条の十七 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第百五十五条の七に、それ以外の部分にあっては第百四十六条に定めるところによる。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第一百五十五条の十九 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあっては第百五十五条の八に、それ以外の部分にあっては第百五十一条に定めるところによる。

(食事)

（その他のサービスの提供）

第一百五十五条の二十 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第百五十五条の九に、それ以外の部分にあっては第百五十二条に定めるところによる。

(運営規程)

第一百五十五条の二十一 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の送迎の実施地域

六 施設利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策